

発令基準

区分	発令基準
予報	同一地域内の測定局のうち1局以上のオキシダント濃度が0.10ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
注意報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
警報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.30ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。

※上表の数値はオキシダント濃度の1時間値

予報・注意報等などが発令されたときの注意

区分	周知事項
予報	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2 屋外での特に過激な運動はさけること。 3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ屋内に入ること。 2 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。 3 不要不急の自動車の使用をさけること。
警報	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外になるべく出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。 4 自動車の使用をさけること。
重大緊急警報	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外に出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。 4 自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに、公安委員会が実施する道路交通法の規定による措置を守ること。